

期 間 入 札 の 公 告

令和 6年 4月19日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 小 森 裕 介

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 6年 5月10日から 令和 6年 5月20日まで
開札期日	日 時 令和 6年 5月23日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 6年 5月29日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 6年 5月27日から 令和 6年 5月31日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 6年 4月19日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 苦小牧市拓勇西町六丁目 |
| | 地 番 | 26番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 205.13平方メートル |
| 2 | 所 在 | 苦小牧市拓勇西町六丁目 26番地10 |
| | 家屋 番号 | 26番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 70.38平方メートル
2階 48.44平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。 陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の口にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物件明細書

令和 6年 3月14日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 小森 裕介

1 不動産の表示

【物件番号1、2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1、2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 苦小牧市拓勇西町六丁目 |
| | 地 番 | 26番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 205.13平方メートル |
| 2 | 所 在 | 苦小牧市拓勇西町六丁目 26番地10 |
| | 家屋 番号 | 26番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 70.38平方メートル |
| | | 2階 48.44平方メートル |



令和5年(ケ)第70026号
令和 6年 1月19日受理
令和 6年 2月22日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 卯 城 賢 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 所 在 | 苦小牧市拓勇西町六丁目 |
| | 地 番 | 26番10 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 205.13平方メートル |
| 2 | 所 在 | 苦小牧市拓勇西町六丁目 26番地10 |
| | 家屋 番号 | 26番10 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 70.38平方メートル |
| | | 2階 48.44平方メートル |



その他の事項

■土地関係（物件1）

- 1 積雪のため、本土地の境界標等は確認できなかった。簡易計測及び周囲の概況等から、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する（土地建物位置関係図参照）。
- 2 積雪のため、詳細は不明であるが、周囲の概況等から、本土地は、おおむね平坦地であり、各隣地とはほぼ等高に接面していると推測される。
- 3 本土地は、南東側で舗装市道に接する（土地建物位置関係図参照）。
なお、本土地の北西側も市道に接しているが、これは歩行者専用道路となっており、車両での通行はできない（土地建物位置関係図及び写真⑧参照）。
- 4 本土地の一部は、アスファルト舗装がなされているが、積雪のため、その範囲は不明である。
- 5 本土地の南側に、木柵が設置されている。積雪のため、その形状等は不明であるが、関係人によるとこれはウッドデッキの一部であるとのことであった（土地建物位置関係図及び写真①参照）。

■建物関係（物件2）

- 1 本建物については、経年相当（平成22年新築）の劣化状況であり、内外共に特に目立った損傷等は見られなかった（建物間取図及び各写真参照）。
- 2 本建物の南東側に、（玄関）ポーチが設置されている（土地建物位置関係図及び写真①参照）。
- 3 本建物の北側及び南側に、所有者所有のスチール製仮設物置1, 2（各約3.30平方メートル）が存在する（土地建物位置関係図及び写真①⑧参照）。
- 4 本建物の南西側に木製の縁側が設置されている。同部分の上に所有者所有のスチール製仮設物置3（約0.41平方メートル）が存在する（土地建物位置関係図及び写真⑦参照）。

以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (所有者)	<ol style="list-style-type: none">1 本建物には、家族で住んでいます。2 住んでいて、特に不具合を感じることはありません。3 これまで増改築等はしていません。4 本建物でペットは飼っていません。5 オール電化住宅でしたが、給湯及び暖房については天然ガスに変えました。6 南側の木柵の部分は、ウッドデッキとなっています。 <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

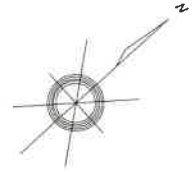
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年1月4日（木） ： - ：	当庁(インターネット)	登記記録閲覧（目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無）
6年1月24日（水） 7：50－8：15	物件所在地	物件確認、外部概況調査、写真撮影、所有者（A）と面談
6年2月7日（水） 10：20－11：00	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、所有者（A）立会、所有者（A）と面談
年 月 日（ ） ： - ：		
年 月 日（ ） ： - ：		
年 月 日（ ） ： - ：		
年 月 日（ ） ： - ：		

(特記事項)

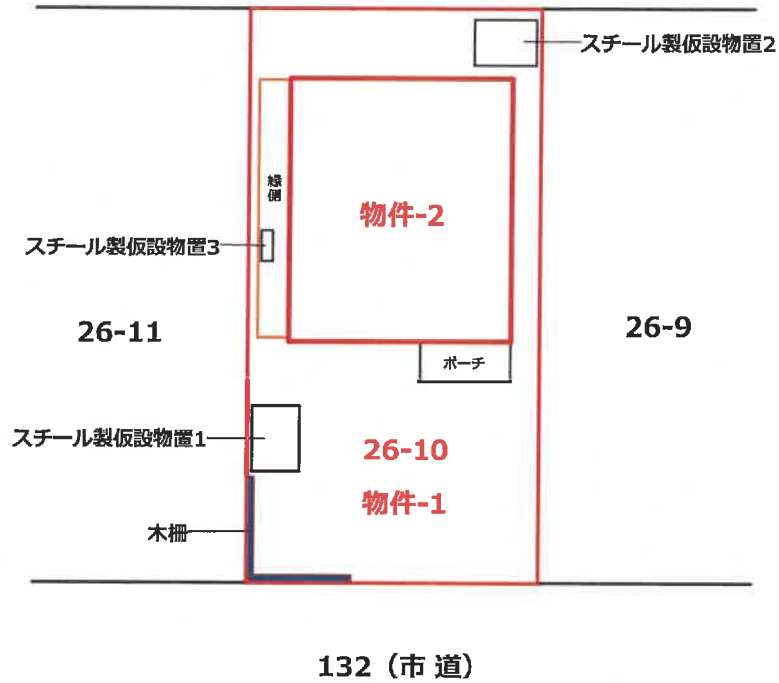
- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 _____ を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
-

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



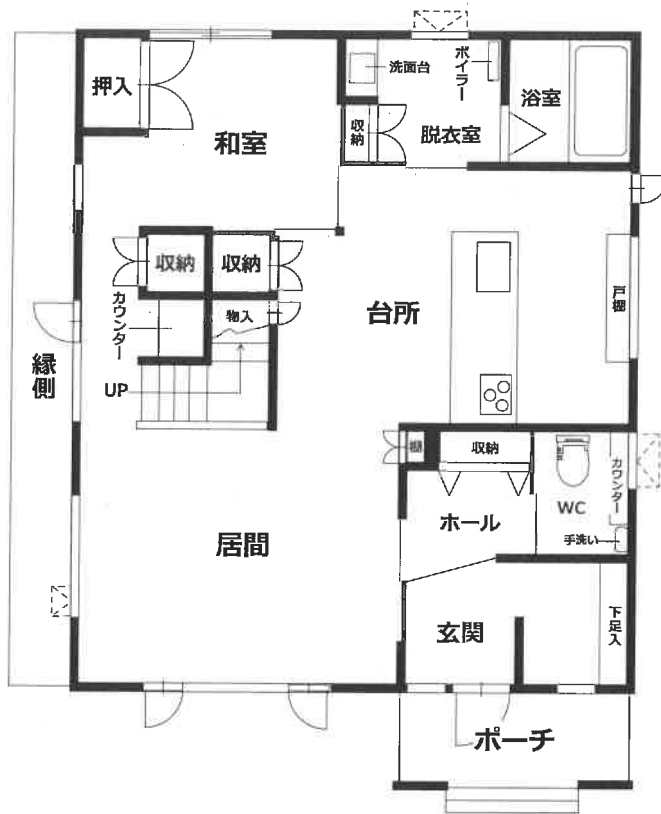
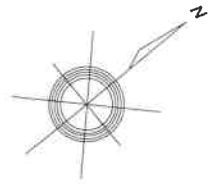
105 (市道 : 歩行者専用道路)



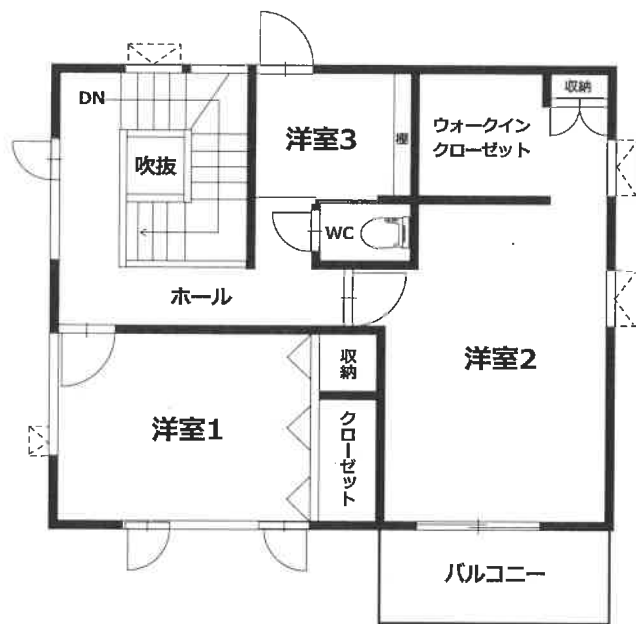
132 (市道)

縮尺 約1:250

建物間取図



1階



2階

縮尺 約1:100

①本物件の外観



②居間



(8枚目)

③台所



④浴室



⑤洋室2



⑥洋室1



スチール製仮設物置3

⑦縁側部分



スチール製仮設物置2

⑧市道・歩行者専用道路



令和5年(ケ)第70026号
令和6年 2月 7日現地調査
令和6年 2月19日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
小林 永佳

第1 評価額

一 括 価 格	
金 15,180,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3,420,000円
物件2 (建物)	金 11,760,000円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	苫小牧市拓勇西町六丁目 26番10 宅地 205.13㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	苫小牧市拓勇西町六丁目 26番地10 26番10 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 1階 70.38㎡ 2階 48.44㎡	同左

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR室蘭本線「沼ノ端」駅の西方道路距離約3.3km、最寄バス停留所「拓勇西」（道南バス）の北方道路距離約450mに位置する。 (別添位置図参照)	
付近の状況	一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域である。 主な施設としては小学校までは道路距離約800mであり、商業施設イオンモール苫小牧までは同約3.0kmとなっている。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% なし 立地適正化計画内、居住誘導区域内
画地条件	南東側間口約10.3m、奥行約20m、地積205.13㎡の長方形地である。	
接面道路の状況	南東側が幅員約6.5m、北西側が幅員15.5mの舗装市道（何れも建築基準法第42条第1項第1号に該当）に等高に接面する二方路地。なお、北西側市道は歩行者専用道路（市道名：そよ風と遊ぶ道）となっており、そのうち緑地帯部分が対象土地に接面している模様である。	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・物件2の敷地として利用されている。 ・隣地は一般住宅、南東側道路を挟み向かい側は倉庫となっている。 ・積雪のため詳細は不明であるが、周囲の状況等から対象土地内は概ね平坦であり、隣地とはほぼ等高と思われる。 	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。 ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ・北海道教育委員会の「北の遺跡案内」によれば、目的土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定はなされていない。 ・本件においては積雪等の関係で境界標は確認出来なかった。 各種資料等との照合を行った結果、概ね公図等通りと推定されるが、正確な位置の把握には正式な測量を要する。 	

次頁へ続く

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none">・積雪のため詳細な範囲は確認出来なかったが、玄関前は一部アスファルト舗装になっている模様である。なお、当該アスファルト舗装については一部目視出来た部分及び経過年数等に照らし特に経済的価値はないと判断した。 ・対象土地内に木柵が存する。所有者への聴取によると当該木柵はウッドデッキの一部とのことである。（土地建物位置関係図参照） ・ウッドデッキについては積雪のため詳細な確認は出来なかった。なお、目視できたウッドデッキの一部である木柵等の状況から、木柵等を含めたウッドデッキには特に経済的価値はないと判断した。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成22年10月22日新築 経過年数 約13年 経済的残存耐用年数 22年
仕 様	構 造 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 屋 根 ガルバリウム鉄板 外 壁 サイディング等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス等 床 フローリング、タタミ等 設 備 電気、給排水設備等 その他 システムキッチン（IHクッキングヒーター）、トイレ、浴室、洗面台等
床面積（現況）	「第3 目的物件」欄記載のとおり。
現況用途等	階層 2階建 現況用途 居宅 間取り 4LDK+ウォークインクローゼット (建物間取図参照)
品 等	普通
保守管理の状態	本件建物は築後約13年経過しており、経過年数相応の傷や汚れ等は見受けられるが、その他目立った損傷箇所等は見受けられなかった。なお維持管理の状況は、概ね普通である。
建物の利用状況	執行官の現況調査報告書参照。
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苫小牧市建築指導課で聴取したところ、本件建物は建築確認済証の交付及び工事完了検査済証の交付を受けているとのことである。 ・ 所有者所有のスチール製仮設物置1及び2（各床面積約3.30㎡）が存するが、老朽化、損耗の程度等から特に経済的価値はないと判断した。（土地建物位置関係図参照） ・ 本件建物に木製の縁側が設置されており、当該部分に所有者所有のスチール製仮設物置（床面積約0.41㎡）が存する。なお、当該仮設物置については、老朽化、損耗の程度等から特に経済的価値はないと判断した。。（土地建物位置関係図参照） ・ 所有者への聴取によると、本件建物はもともとオール電化住宅であったが、給湯及び暖房については都市ガスに交換したとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

物件1の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	39,000	1.02	205.13	1.00	8,160,000

ア 標準画地価格：「第6 参考価格資料」記載の公示地との規準あるいは比準価格（類似地域所在の取引事例価格）等を比較考量の上、標準画地価格を39,000円/㎡と査定した。

イ 個別格差：二方路地 +2%

ウ 地積：登記簿数量による。

エ 建付減価：建物の建築経過年数、利用の状況等を考慮し、必要なしと判断した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	118.82	0.57	13,545,000

ウ 現価率

$(\text{経済的残存耐用年数} 22 \text{年} / \text{経済的全耐用年数} 35 \text{年}) \times (1 - \text{観察減価} 10\%) \approx 57\%$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
		イ		
1	8,160,000	0.40	法定地上権	3,264,000

イ 土地利用権等割合：法定地上権割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) 1(1)オ, 1(2)エ ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	8,160,000	-3,264,000	—	1.00	0.70	—	3,420,000
2	13,545,000	3,264,000	—	1.00	0.70	—	11,760,000
一括価格 (合計)							15,180,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：苫小牧市内における中古不動産市場の需給動向等のほか、当該地域における引き合いの程度、対象不動産の個性等を考慮のうえ、特に市場性修正は必要なしと判断した。

オ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ、競売市場修正として0.70を乗じた。

カ その他の控除減価（敷金等）：特にない。

第6 参考価格資料

1 地価公示地（苫小牧－35）

所 在：苫小牧市拓勇東町6丁目11番27

住居表示：「拓勇東町6－11－25」

価 格：35,500円/㎡

位 置：JR室蘭本線「沼ノ端」駅の北西方道路距離約2.1kmに位置する。

価 格 時 点：令和5年1月1日

地 積：247㎡

供給処理施設：上水道、下水道、都市ガス

接 面 街 路：北西側8m市道に接面

用途指定等：第一種中高層住居専用地域(建蔽率60%，容積率200%)

地域の概要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2 固定資産税評価額（令和5年度）

物件1 3,282,080円

物件2 5,090,493円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図（苫小牧市現況図）
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

位置図



受命物件



苫小牧市現況図
縮尺 1:2,500

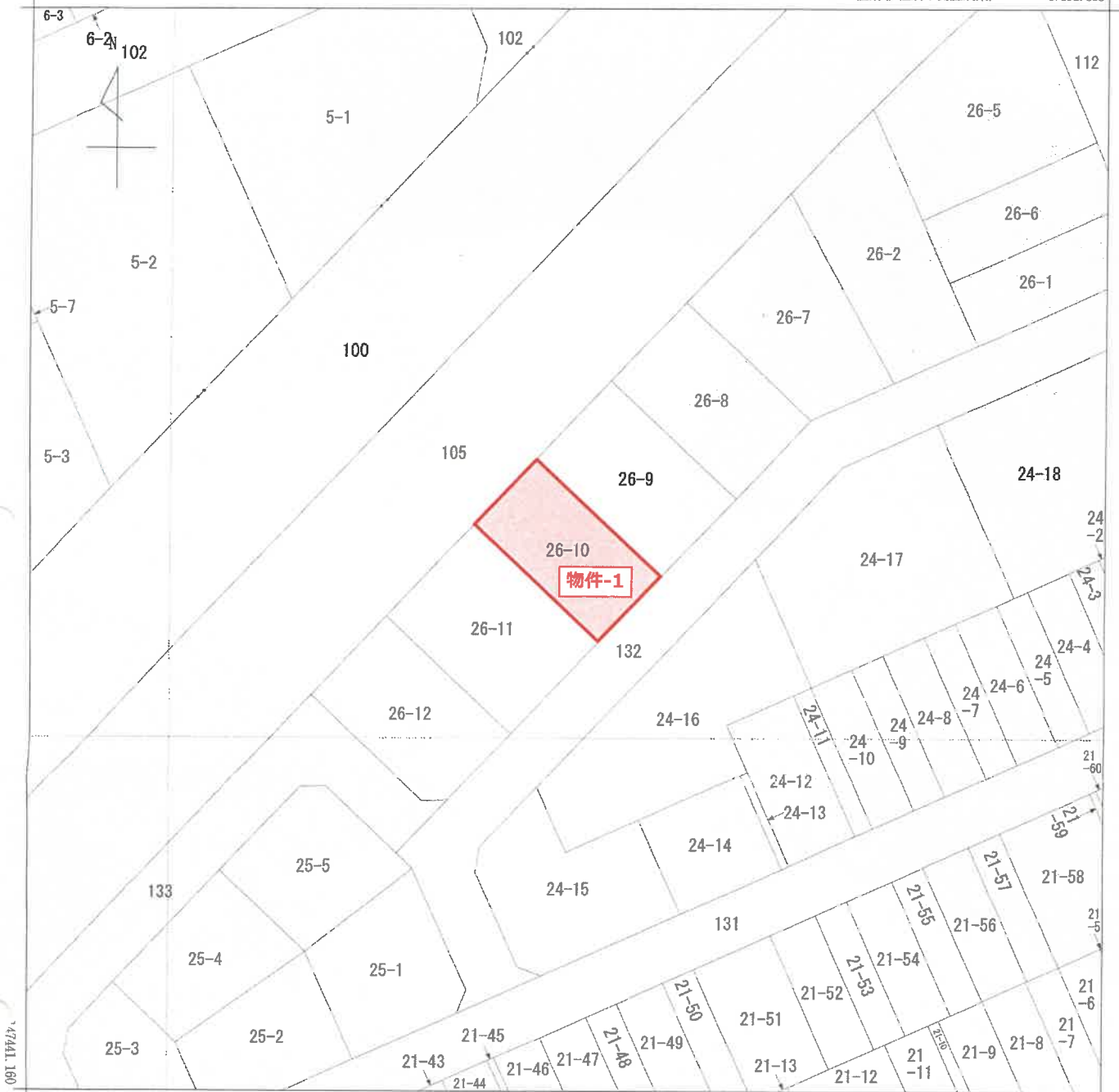


公 図

(座標値種別：測量成果)

-47891.353

-147315.160



-48016.353 (座標値種別：測量成果)

拓勇西町
7丁目
 地番区域見出
 拓勇西町
6丁目

請 求 分	所 在 苫小牧市拓勇西町六丁目	地 番	26番10						
出 縮 力 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座 標 系 番 号 又 は 記 号	X II	分 類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	平成20年1月25日			備 付 年 月 日 (原 図)	平成20年2月13日			補 記 事 項	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局苫小牧支局管轄)

令和5年11月24日

東京法務局

地図整理番号：M62524

登記官

(1/1)



本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成21年7月10日

図 所 地 積 測 量 図

地 番 26-10,26-13
土地の所在 苫小牧市 拓勇西町6丁目

地図番号	種類	コンクリート標	境界線の種類及び境界線の記号又は点名
EA -46	既設	331-49,331-50 331-53,331-54	
	新設	331-47,331-48	
与点の種類	イ. 公共基準点 口. 図根点 八. 登記基準点 二.		

与点成果表 (世界測地系)

点名	X座標	Y座標
既設三角点 新設	-147,427.149	-48,489.547
2級図根点 N02-019	-147,567.139	-47,950.131

求積表 (世界測地系)

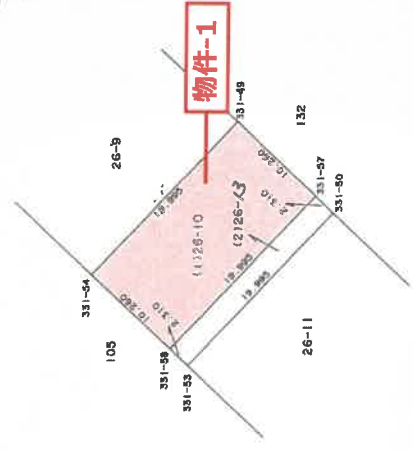
$$\Delta X = X(n+1) - X(n-1)$$

点名	X	Y	ΔX	$\Delta X \cdot X$	地積
(1)26-10					
331-49	-147381.298	-47943.064	21.190	-1015913.526160	
331-54	-147367.565	-47957.596	6.277	-301029.850092	
331-58	-147375.021	-47964.643	-21.190	1016370.785170	
331-57	-147388.755	-47950.111	-6.277	300982.846747	
			1/2	410.275665	
			1/2	205.1376325	
				205.13	46.19

(2)26-13

点名	X	Y	ΔX	$\Delta X \cdot X$	地積
331-50	-147390.434	-47951.698	-12.055	578057.719390	
331-57	-147388.755	-47950.111	15.413	-739055.060843	
331-58	-147375.021	-47964.643	12.055	-578213.771365	
331-53	-147376.700	-47966.230	-15.413	739303.502990	
			1/2	92.390172	
			1/2	46.1950860	
				46.19	46.19

合計面積 251.3329185 m²



本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

官公署証明番号 平成 年 月 日

作成者 [Redacted] 申請人 [Redacted] 縮尺 1/500

(札幌土地家屋調査士会用紙)

H21.1.300K

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局苫小牧支局管轄)
令和5年11月24日 東京法務局 登記官

地図整理番号：M62525

登記年月日：平成22年10月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局苫小牧支局管轄)

令和5年11月24日 東京法務局

登記官

各階平面図

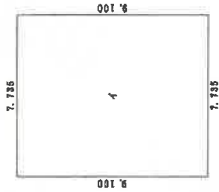
建物図面

物件-2

家屋番号 26番10

建物の所在 苫小牧市拓勇西町6丁目26番地10

1階

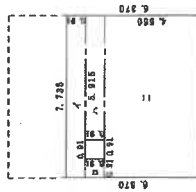


求積表

イ 7.735 × 9.100 = 70.388500

床面積 70.38 ㎡

2階



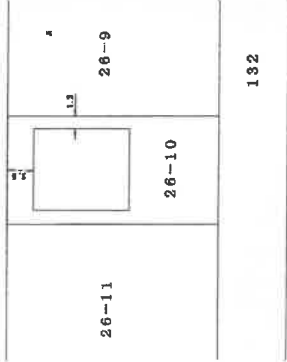
求積表

イ 7.735 × 0.910 = 7.038850
 ロ 0.910 × 0.910 = 0.828100
 ハ 5.915 × 0.910 = 5.382650
 ニ 7.735 × 4.550 = 35.194250
 計 48.443850

床面積 48.44 ㎡



105



本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

作成者

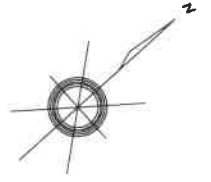
縮尺 1/250

申請人

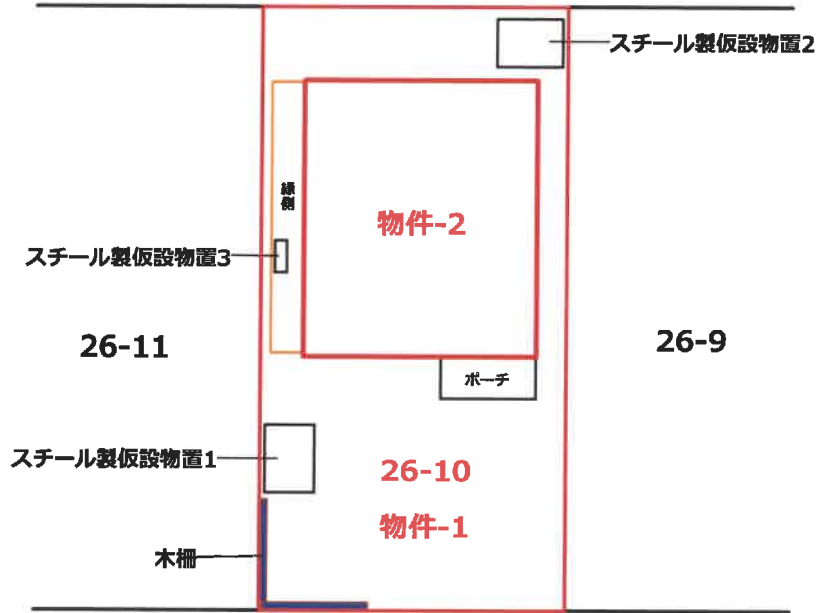
縮尺 1/500



土地建物位置関係図



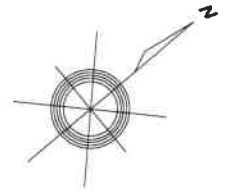
105 (市道：歩行者専用道路)



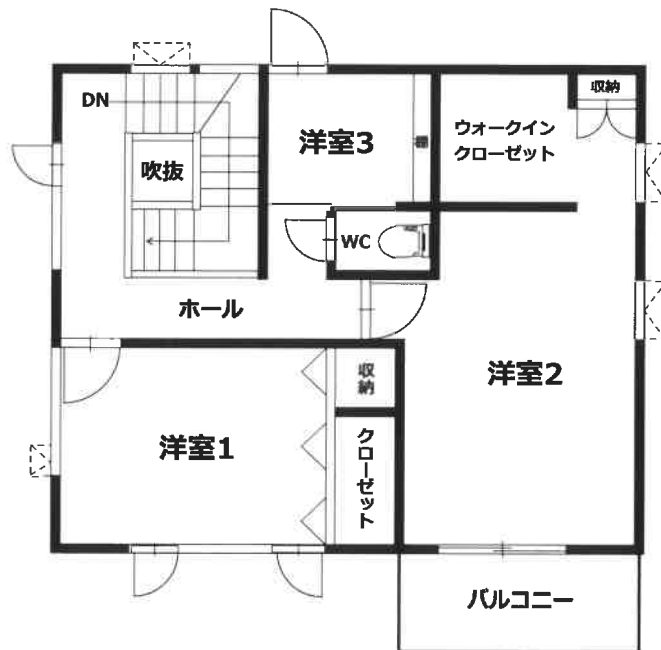
132 (市道)

縮尺 約1:250

建物間取図



1階



2階

縮尺 約1:100